



三労雇均発0228第2号その1

平成 30 年 2 月 28 日

関係団体各位

三重労働局 雇用環境・均等室長

「無期転換ルール緊急相談ダイヤルの開設」および「ゴールデンウィークにおける年次有給休暇の取得促進」に係る周知協力依頼について

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる「無期転換ルール」が平成30年4月から本格的に開始します。

これに伴い、同ルールの適用を意図的に避けることを目的とした「雇止め」や「契約期間中の解雇」といった問題が発生するおそれがあることから、こうした相談に対応する全国統一番号の相談ダイヤル「無期転換ルール緊急相談ダイヤル」を開設しました。

無期転換ルールの概要などの問い合わせはもちろん、同ルールに関連した雇止めなどの相談について対応しています。

また、厚生労働省では、労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすく、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため「働き方改革」を推進しています。この一環として、土日・祝日に年次有給休暇を組み合わせ、連休を実現する「プラスワン休暇」や、ゴールデンウィークに合わせた年次有給休暇の「計画的付与制度」の活用を促進しています。

そして、平成30年度より、地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化するキッズウィークの取組が新たに始まります。

つきましては、貴団体におかれましても、これらの趣旨をご理解の上、総会等、会員企業の集まる機会がありましたら、同封するリーフレットを配布していただくなど、周知・啓発に向けご協力賜りますようお願いいたします。

なお、リーフレットに不足がありましたら、追加でお送りすることが可能ですので、必要部数を下記担当までご連絡ください。

三重労働局雇用環境・均等室

所在地：津市島崎町327-2

電話059-226-2110

担当：池谷・内田